



平成24年3月16日

秦野市長 古谷 義幸 様

秦野市行政改革評価委員会
委員長 斉藤 進

「新はだの行革推進プラン」の進行状況評価結果について（報告）

「新はだの行革推進プラン」の平成23年10月1日現在の進行状況について、秦野市行政改革評価委員会における評価結果を別紙のとおり報告するものです。

本委員会では、進行管理を行っている92項目の評価に当たり、プランの着実な実行に向けての推進力となれるよう、ヒアリングを実施するなど外部の視点からの客観的な評価に努め、報告書としてとりまとめました。

今後は、本報告書を踏まえ、すべての改革項目が確実に早期に実現されることを強く求めます。

「新はだの行革推進プラン」
進行状況評価結果報告書

(平成23年10月1日現在)

平成24年3月16日

秦野市行政改革評価委員会

目 次

1	はじめに	1
2	評価の方法について	1
(1)	評価の視点	1
(2)	評価の進め方	2
(3)	評価の分類	2
3	評価結果について	3
(1)	評価結果集計表	3
(2)	効果額集計表	4
(3)	評価結果一覧	5
(4)	ヒアリング実施項目	5
4	全体に対する主な意見	8
5	まとめ	9
○	「新はだの行革推進プラン」進行状況・外部評価結果一覧 (平成23年10月1日現在)	10
—	附属資料	—
○	秦野市行政改革評価委員会委員名簿	16
○	秦野市行政改革評価委員会開催経過	16
○	秦野市行政改革評価委員会設置要綱	17

「新はだの行革推進プラン」進行状況の評価結果について

1 はじめに

秦野市では今後の本格的な地域主権時代にふさわしい持続可能な行財政運営を目指し、抜本的な改革に取り組むため、「新はだの行革推進プラン」（以下「プラン」という。）の着実な実現を図るといった姿勢を強く打ち出している。

「秦野市行政改革評価委員会」は、こうした市の姿勢を踏まえ、市民及び学者・研究者の視点からプランの進行状況の評価することを任務とし、本年1月19日から検討を始めており、当委員会としてもその責務の大きさを認識しているところである。

また、当委員会とは別に、庁内において評価を行うため、市職員によって構成される「行財政改善推進委員会」及び「行革推進プラン進行管理庁内委員会」が設置されており、進行管理に当たり、庁内外の委員会それぞれの視点から、的確な評価を行うことが必要と考えている。

こうしたことから、評価に当たっては、プランの着実な実行に向けての推進力となれるよう、ヒアリングを実施するなど外部の視点から客観的な評価に努め、報告書としてとりまとめたものである。

2 評価の方法について

(1) 評価の視点

当委員会は、市民及び学者・研究者の視点から、改革項目への取組み状況について、進行管理シートを基に評価を実施し、意見を付すこととした。

また、当委員会の役割はプランの着実な実現のための進行状況の評価であり、改革項目を基本的にはすべて実行することが重要であるとの認識のもと、次の視点で評価を実施した。

- ア 予定したスケジュールに沿って進められているか。
- イ 効果額の達成状況はどうか。
- ウ 改革に向けた取組の内容が適切か。
- エ 進行に支障・課題がある場合、それに対して適切に対応しているか。
- オ 遅れているものについては、その理由が納得できるものか。
- カ 改革に当たって、市民にきちんと説明ができているか。

(2) 評価の進め方

内部評価において「C：やや遅れている」「D：遅れている」とされたものについては、優先的に委員会での審議事項とし、「A：計画どおり」「B：概ね計画どおり」とされたものについては、委員会での審議時間は限られるため、特に意見を付したい事項について意見書を提出し、それを基に審議を行い、評価に反映した。

【外部評価の基本的な進め方】

進行状況 (内部評価)	A 計画どおり	B 概ね計画どおり	C やや遅れている	D 遅れている
	80	7	5	0

{意見書を提出・委員会で審議} {委員会で優先的に審議
(必要に応じてヒアリング)}

(3) 評価の分類

自己評価、内部評価を踏まえ、進行状況等に応じ、外部評価結果を次のとおり分類した。

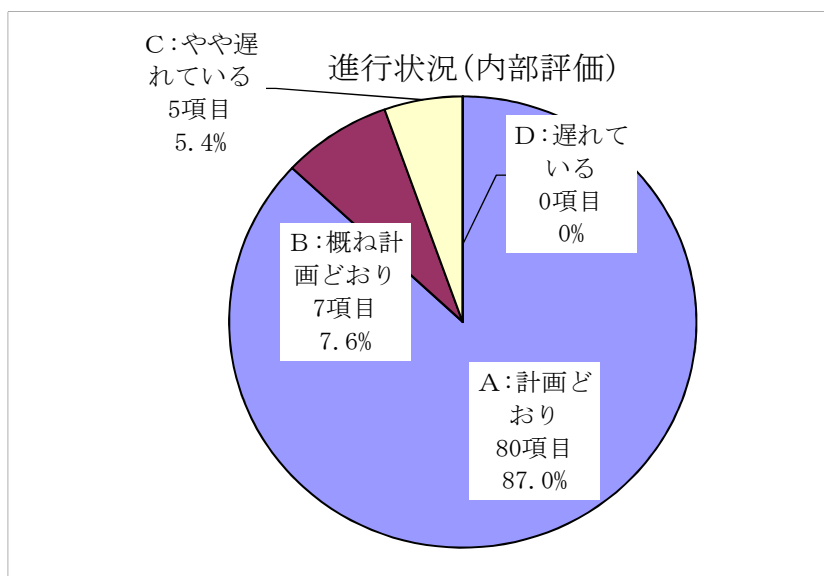
- A 改革終了……………改革を全部実施し、改革が終了している項目
- B 現状推進……………改革実施に向けた取組が予定どおりに進んでいる項目及び改革を全部実施しているが今後もさらに取組を進めていく必要がある項目
- C 進行強化……………改革実施に向けた取組が遅れている項目
- D 改革内容見直し…状況の変化等により改革内容（改革実施のための取組内容を含む）を見直すべき項目
- E 見送り……………状況の変化等により改革を見送るべき項目

3 評価結果について

(1) 評価結果集計表

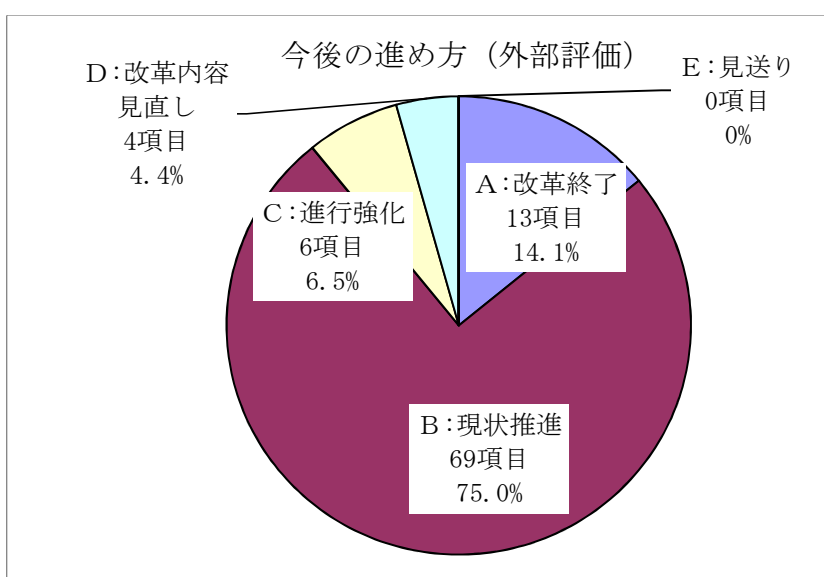
【進行状況（内部評価）】

A 計画どおり	B 概ね計画どおり	C やや遅れている	D 遅れている
80	7	5	0



【今後の進め方（外部評価）】

A 改革終了	B 現状推進	C 進行強化	D 改革内容見直し	E 見送り
13	69	6	4	0

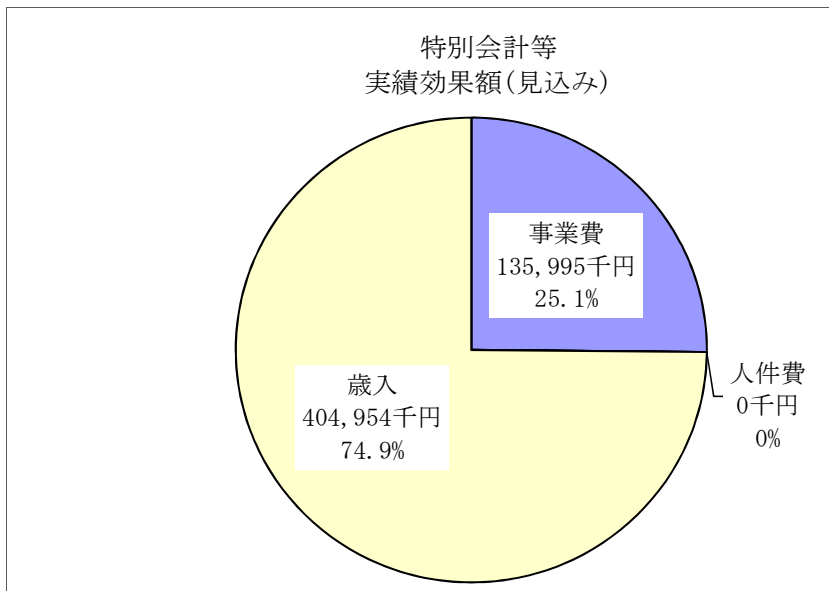
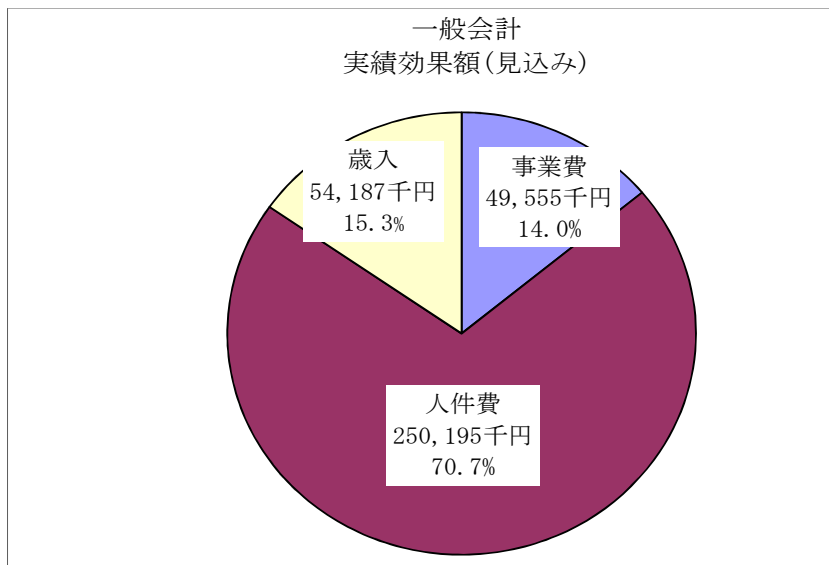


(2) 効果額集計表

【平成23年度効果額】

単位：千円

区分		効果額			計
		事業費	人件費	歳入	
一般会計	目標	52,236	183,515	54,363	290,114
	実績(見込み)	49,555	250,195	54,187	353,937
特別会計等	目標	107,255	0	437,179	544,434
	実績(見込み)	135,995	0	404,954	540,949



(3) 評価結果一覧

「進行状況・外部評価結果一覧」（10頁～15頁参照）のとおり

(4) ヒアリング実施項目

進行管理シートに基づき進行管理を行っている92項目のうち、秦野市行財政改善推進委員会による内部評価が「C：やや遅れている」とされた次の5項目について、ヒアリングを実施した。

○放置自転車保管場所の適正配置（No.10-10-060）

実施状況	検討中	進行状況	自己評価	内部評価
			C：やや遅れている	C：やや遅れている
外部評価				
今後の進め方	D：改革内容見直し			
外部評価意見	<p>近隣大学の学生による放置が特に多いということだったが、保管場所の移転先の検討と並行して、大学・地域住民（学生アパートの大家を含む）の協力を得ながら、放置自転車の減少に向けた対策の強化を進めることが必要である。これにより、保管場所の必要面積の減少につなげること。</p> <p>また、引き取りの利便性の高い場所へ移転する場合、放置をしている者へ便宜を図ることになる可能性も考慮し、当初計画に縛られず、移転の可否を含めて改革内容を根本的に見直す必要がある。移転するのであれば、費用対効果を考え、真に効率的な移転先を再度検討すること。</p> <p>さらに、自転車は環境に配慮した乗り物であることから、街中での利用を促進するために、自転車駐輪施設（軒先駐輪など）の整備を指導すること。</p>			

○統合型GISの活用推進 (No.10-20-110)

実施状況	一部実施	進行状況	自己評価	内部評価
			C : やや遅れている	C : やや遅れている
外部評価				
今後の進め方	C : 進行強化			
外部評価意見	<p>システムのバージョンアップを含めた無断転用防止対策を早急に進めるとともに、庁内利用拡大のための具体的な推進計画を立て、統合型GISの利便性・有益性・汎用性等を全庁的にPRし、活用推進を図ること。</p> <p>また、庁内利用拡大に伴い導入経費が増大すると考えられるので、費用に見合った効果を上げるよう、道路・橋りょう・下水道などの維持更新を効率的に行うためのシステムインフラとしての活用を推進するなど、財政負担の軽減策も検討すること。</p> <p>さらに、庁内利用拡大に向け、予算不足という理由でシステムを利用できない部署を減らすため、予算を情報システム課に一本化し、他部署は使用した分だけ費用を負担するといった方法も検討すること。</p>			

○公民館自主事業の参加者負担の見直し (No.30-30-070)

実施状況	検討中	進行状況	自己評価	内部評価
			C : やや遅れている	C : やや遅れている
外部評価				
今後の進め方	D : 改革内容見直し			
外部評価意見	<p>公民館ごとに実施し、データを集計している自主事業について、全公民館の全事業を横並びで、同じ基準で整理・検討をする必要がある。具体的には、事業内容の類似する事業ごとにグループ化し、参加人数・講師・講師謝礼額・実費負担額（歳入に入らないものも含む）・施設使用時の光熱水費・その他経費等、自主事業に必要なコストを漏れなく集計した「フルコスト」を開示して、現在徴収している参加者負担額とのかい離を議論する方法が考えられる。その集計を基に、事業ごとの参加者負担についてのガイドラインを作成し、実施していくこと。</p> <p>自主事業の企画・運営を公民館ごとに行うのではなく、複数の公民館で共催する手法を採れば効率化と質の向上が期待できる。</p> <p>子供が参加する事業、地域特性に応じた事業等は、社会教育の観点から講師謝礼の負担を求めないという考え方も必要である。</p> <p>謝礼のいらぬボランティア講師の育成も重要だが、講師のボランティア化を過度に進めると、講座内容の質の保持が課題となってくることが考えられるため、専門家の講師による講座も一定量は必要である。</p>			

○私立幼稚園就園奨励費の見直し (No.40-30-030)

実施状況	検討中	進行状況	自己評価	内部評価
			C : やや遅れている	C : やや遅れている
外部評価				
今後の進め方	B : 現状推進			
外部評価意見	<p>自己評価では『「関係会議等への報告・調整等」の取組開始が少し遅れている』とのことであったが、ヒアリングの結果、「市内私立幼稚園設置者への説明」も含め、概ね計画どおりに進行しているとのことであり、このまま着実に推進すること。</p> <p>内部評価意見にもあるとおり、制度変更の理解が得られるよう、引き続き保護者や私立幼稚園関係者に十分な説明を行うこと。</p>			

○施設予約システムの充実 (No.50-20-020-①)

実施状況	検討中	進行状況	自己評価	内部評価
			C : やや遅れている	C : やや遅れている
外部評価				
今後の進め方	D : 改革内容見直し			
外部評価意見	<p>ヒアリングの結果、利用制約の見直しについて個人利用を可とする方向性が館長会議で固まりつつあり、制約の緩和を推進すべきだが、見直しに当たっては、特定個人による頻回利用を防ぐ規則（個人の年間利用回数の制限等）を整備し、利用者の理解を得られるような制度にする必要がある。</p> <p>当改革項目と同じく生涯学習課が改革主管課である「公民館自主事業の参加者負担の見直し」も含めて、今後の公民館の在り方を再検討していくこと。</p>			

4 全体に対する主な意見

(1) 改革の早期実現について

当プランの改革の重点実行期間は5年間であるが、5年の期間にこだわらず、可能なものは前倒しにより期間を短縮し、早期実現を図るべきである。

なお改革に当たり、庁内各部局との意見調整が必要とされる場合でも、そのために改革への取組が遅れることのないよう特に注意すべきである。

(2) 今後の取組の明確化について

改革に向けた取組の中には、「～の検討・調整・準備」等、内容が不明確で、今後の対応などに具体性の欠ける項目が多数見受けられる。

そのため、こうした表現を徹底して改め、改革実現に向けた取組を早急に明確化し、実行計画を明示する必要がある。

(3) 自己評価・内部評価の方法について

自己評価・内部評価における進行状況A～Dのランク付けに対しては、評価項目を具体的に定め、改革の達成状況を明確に示す必要がある。

今後はより精度の高い評価方法を導入し、改革の実態が把握可能な進捗管理を行うべきである。

(4) 効果額規模の差異を考慮した評価について

効果額規模の大きな項目については、改革による影響が大きいため、進行状況に関わらず、常に重点的な評価を行う必要がある。

この場合、事業の取組方法等について精査し、より効果的・効率的な対策を検証すべきである。

(5) 受益者負担の適正化について

受益者負担の適正化については、使用料、施設使用時の光熱水費・その他経費を含め事業に必要なコストを漏れなく集計したフルコストを開示し、受益者負担額と税負担額との割合を明確化した上で議論する必要がある。また、それらの情報を基に、事業ごとの費用負担のガイドラインを検討すべきである。

(6) 公共施設再配置計画の理念の浸透について

中長期的視点から、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を実現すべく、指針と計画をもとに、公共施設再配置推進課を設置し推進に当たっていることは高く評価できるものの、事業担当部局にその理念が浸透しているかどうか危ぶまれる。今後急増することが予想される建替え、耐震

補強などの機会に、事業担当部局が自ら創意工夫して再配置計画を推進する役割を担うことが重要であり、そのためには、公共施設再配置計画の理念のより一層の浸透を図るべきである。

5 まとめ

今回、当委員会において行った進行状況の評価では、全体的には計画どおり改革が進められており、効果額についても当初の目標が達成される見込みであると考えられる。

しかし、評価結果一覧にあるように、計画期間の初年度の6か月を経過した時点で、内部評価において「やや遅れている」が5項目、外部評価において「進行強化」が6項目、「改革内容見直し」が4項目となっており、更に取り組みの強化が求められる。

この場合、行財政改革の実行性を高めるため、特に進行管理体制の強化、社会情勢変化への迅速な対応、実施状況等の市民への公表と問題の共有、職員一人ひとりの強い意識改革が重要である。

今後は、本報告書を踏まえ、すべての改革項目が確実かつ早期に実現されることを強く求めたい。

「新はだの行革推進プラン」 進行状況・外部評価結果一覧 (平成23年10月1日現在)

※1 進行状況	A: 計画どおり	改革の実施又は実施準備が計画どおり進行している場合。計画より早く進行している場合を含む。
	B: 概ね計画どおり	改革の実施又は実施準備が概ね計画どおり進行している場合。
	C: やや遅れている	実行予定年度の実施は可能だが、手続きや事務処理等が遅れている場合。
	D: 遅れている	実行予定年度の実施が著しく困難となっている場合。
※2 外部評価結果 (今後の進め方)	A: 改革終了	改革を全部実施し、改革が終了している項目
	B: 現状推進	改革実施に向けた取組が予定どおりに進んでいる項目及び改革を全部実施しているが今後もさらに取組を進めていく必要がある項目
	C: 進行強化	改革実施に向けた取組が遅れている項目
	D: 改革内容見直し	状況の変化等により改革内容(改革実施のための取組内容を含む)を見直すべき項目
	E: 見送り	状況の変化等により改革を見送るべき項目
※3 効果額	“—”は、効果額が明確に見込めないものや、公共施設再配置計画において効果額を見込み、その関係事業に充てる予定のもの カッコ書きは、特別会計内での効果額などで一般会計の財政推計による不足額の補てんに反映できないもの	
※4 公施	公共施設再配置計画に掲載している改革項目	

(単位: 千円)

改革項目	改革項目No.	改革主管課	実行予定年度					進行状況 ※1		外部評価結果 (今後の進め方) ※2	H23年度効果額 ※3		公施 ※4
			H23	H24	H25	H26	H27	自己評価	内部評価		目標	実績 (見込み)	
1 【合わせる】身の丈に合わせた行政経営の推進													
(1) 公共施設再配置計画の推進													
西中学校体育館と西公民館の複合施設建設	10-10-010	教育総務課 生涯学習課 公共施設再配置推進課	◎	◎	◎	◎		A	A	B: 現状推進	—	—	○
保健福祉センター内への郵便局誘致	10-10-020	地域福祉課 戸籍住民課 公共施設再配置推進課		◎				A	A	B: 現状推進	—	—	○
児童館の機能移転・地域への譲渡	10-10-030	こども育成課 公共施設再配置推進課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B: 現状推進	—	—	○
老人いこいの家の地域への譲渡	10-10-040	高齢介護課 公共施設再配置推進課		◎	◎	◎	◎	A	A	B: 現状推進	—	—	○

改革項目	改革項目No.	改革主管課	実行予定年度					進行状況 ※1		外部評価結果 (今後の進め方) ※2	H23年度効果額 ※3		公施 ※4
			H23	H24	H25	H26	H27	自己評価	内部評価		目標	実績 (見込み)	
自治会館の開放型への誘導	10-10-050	市民自治振興課 公共施設再配置推進課	◎	◎	◎	◎		A	A	B:現状推進	—	—	○
放置自転車保管場所の適正配置	10-10-060	くらし安全課 公共施設再配置推進課	◎					C	C	D:改革内容見直し	△ 38	△ 38	○
弘法の里湯の利用者増加策の推進	10-10-070	商工観光課 公共施設再配置推進課	◎	◎				B	B	B:現状推進	—	—	○
はだのこども館による機能補完	10-10-080	こども育成課 公共施設再配置推進課	◎					A	A	B:現状推進	—	—	○
曾屋ふれあい会館の廃止	10-10-090	生涯学習課 公共施設再配置推進課		◎				A	A	B:現状推進	—	—	○
なでしこ会館(貸館部分)の廃止	10-10-100	生涯学習課 公共施設再配置推進課	◎					A	A	B:現状推進	0	0	○
公共施設建替・修繕基金の設置	10-10-110	公共施設再配置推進課	◎					A	A	B:現状推進	—	—	○
公共施設の管理運営内容の見直し	10-10-120	公共施設再配置推進課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	—	—	○
(2) 行政経営システムの見直し													
職員数の適正化	10-20-010	行政経営課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	23,390	62,848	—
公共施設を一元的にマネジメントする組織の設置	10-20-020	行政経営課	◎					A	A	A:改革終了	—	—	○
債権回収業務を一元的に管理する組織の設置	10-20-030	行政経営課	◎					A	A	A:改革終了	—	—	—
スポーツ振興事務の市長部局への移管	10-20-040	行政経営課	◎					A	A	A:改革終了	—	—	—
幼稚園・保育園・こども園の所管部署の一元化	10-20-050	行政経営課			◎			A	A	B:現状推進	—	—	—
下水道部と水道局の組織統合	10-20-060	下水道総務課 水道業務課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	—	—	—
小学校長と幼稚園長の併任の拡大	10-20-070	教育総務課		◎		◎		A	A	B:現状推進	—	—	—
行政評価の充実	10-20-080	行政経営課 企画課		◎				A	A	B:現状推進	—	—	—
人事評価制度の見直し	10-20-090	人事課		◎				A	A	B:現状推進	—	—	—
ICT(情報通信技術)の活用	10-20-100	情報システム課		◎				A	A	B:現状推進	—	—	—
統合型GISの活用推進	10-20-110	情報システム課 まちづくり推進課		◎				C	C	C:進行強化	—	—	—

改革項目	改革項目No.	改革主管課	実行予定年度			進行状況 ※1		外部評価結果 (今後の進め方) ※2	H23年度効果額 ※3		公施 ※4		
			H23	H24	H25	H26	H27		自己評価	内部評価		目標	実績 (見込み)
2【委ねる】民間委託等の推進													
(1) 指定管理者制度の推進													
指定管理者制度導入基本方針の見直し	20-10-010	行政経営課	◎			A	A	B:現状推進	—	—	—		
[指定管理者制度の導入]文化会館	20-10-020	文化会館		◎		A	A	B:現状推進	—	—	○		
[指定管理者制度の導入]表丹沢野外活動センター	20-10-030	子ども育成課		◎		A	A	B:現状推進	—	—	○		
[指定管理者制度の導入]スポーツ施設(総合体育館、おおね公園)	20-10-040	スポーツ振興課		◎		A	A	B:現状推進	—	—	○		
[指定管理者制度の導入]弘法の里湯	20-10-050	商工観光課		◎		A	A	B:現状推進	—	—	○		
(2) 業務委託の推進等													
自動車運転業務の民間委託等の推進	20-20-010	財産管理課 秘書課 議会事務局	◎			B	B	C:進行強化	0	0	—		
ごみ収集業務の民間委託等の推進	20-20-020	清掃事業所	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	7,175	19,313	—		
学校業務員業務の民間委託等の推進	20-20-030	教育総務課	◎		◎	A	A	B:現状推進	9,021	8,655	○		
給食調理業務の民間委託等の推進	20-20-040	学校教育課	◎	◎		A	A	B:現状推進	12,962	32,881	○		
上下水道料金業務の包括的な民間委託化	20-20-050	水道業務課 下水道総務課	◎			A	A	B:現状推進	(0)	(0)	—		
図書館業務の民間委託拡大	20-20-060	図書館		◎		A	A	B:現状推進	0	0	○		
広畑ふれあいプラザの運営方法の見直し	20-20-070	高齢介護課	◎			A	A	A:改革終了	2,481	2,259	—		
(3) 民営化の推進													
地域活動支援センターひまわりの民営化	20-30-010	障害福祉課	◎	◎		A	A	B:現状推進	0	0	○		
公民連携による幼稚園サービスの充実	20-30-020	教育総務課 公共施設再配置推進課			◎	A	A	B:現状推進	—	—	○		

改革項目	改革項目No.	改革主管課	実行予定年度					進行状況 ※1		外部評価結果 (今後の進め方) ※2	H23年度効果額 ※3		公施 ※4
			H23	H24	H25	H26	H27	自己評価	内部評価		目標	実績 (見込み)	
3【量る】「入るを量る」施策の推進													
(1) 未収金対策の強化													
徴収率の向上(市税)	30-10-010	債権回収課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	51,879	51,879	—
徴収率の向上(国民健康保険税)	30-10-020	国保年金課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	(26,394)	(26,394)	—
未収金徴収の一元化(税外)	30-10-030	債権回収課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	1,766	1,766	—
コンビニ収納の導入(市税等)	30-10-040	債権回収課		◎				A	A	B:現状推進	△ 25,000	△ 25,000	—
コンビニ収納の導入(上下水道料金)	30-10-050	水道業務課 下水道総務課		◎				A	A	B:現状推進	(0)	(0)	—
口座振替の加入促進(市税及び国民健康保険税)	30-10-060	債権回収課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	—	—	—
(2) 財産の有効活用													
市有地活用方針の策定	30-20-010	財産管理課		◎				A	A	B:現状推進	—	—	—
低・未利用地の有効活用	30-20-020	財産管理課 公共施設再配置推進課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	—	—	○
公共施設への自動販売機設置に係る競争入札の導入	30-20-030	財産管理課		◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	0	0	—
スポーツ施設への有料広告の掲載	30-20-040	スポーツ振興課	◎					A	A	B:現状推進	456	0	—
下水道施設への有料広告の掲載	30-20-050	下水道総務課		◎				A	A	B:現状推進	(0)	(0)	—
引き取りのない放置自転車の売却処分	30-20-060	くらし安全課	◎					B	B	B:現状推進	200	80	—
観光地の公衆トイレ等へのチップ塔設置	30-20-070	商工観光課	◎		◎			A	A	B:現状推進	△ 50	350	—
(3) 受益者負担の適正化													
放課後児童ホーム利用料の新設	30-30-010	保育課		◎				A	A	B:現状推進	0	0	○
幼稚園保育料・入園料の適正化	30-30-020	教育総務課			◎			A	A	B:現状推進	0	0	—
スポーツ施設使用料の適正化	30-30-030	スポーツ振興課		◎				B	B	B:現状推進	0	0	—
スポーツ広場の有料化	30-30-040	スポーツ振興課		◎				A	A	B:現状推進	0	0	○
文化会館使用料の適正化	30-30-050	文化会館					◎	A	A	B:現状推進	0	0	—
施設使用料等の算定基準の見直し	30-30-060	公共施設再配置推進課		◎			◎	A	A	B:現状推進	—	—	○
公民館自主事業の参加者負担の見直し	30-30-070	生涯学習課		◎				C	C	D:改革内容見直し	0	0	—
上下水道料金減免の見直し	30-30-080	生活福祉課	◎					A	A	A:改革終了	3,624	3,723	—
水道料金の適正化	30-30-090	水道業務課	◎					A	A	A:改革終了	(398,226)	(371,621)	—
公共下水道接続の促進	30-30-100	下水道総務課	◎					B	B	B:現状推進	(12,559)	(6,939)	—

改革項目	改革項目No.	改革主管課	実行予定年度		進行状況 ※1		外部評価結果 (今後の進め方) ※2	H23年度効果額 ※3		公施 ※4			
			H23、H24、H25、H26、H27		自己評価	内部評価		目標	実績 (見込み)				
4【制する】「出づるを制する」改革の実行													
(1) 職員給与等の削減													
特別職給与の減額	40-10-010	人事課	◎				A	A	A:改革終了	4,149	4,149	—	
一般職給与の見直し	40-10-020	人事課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	97,930	97,930	—
職員手当の見直し	40-10-030	人事課	◎				A	A	A:改革終了	14,112	14,340	—	
(2) 特別会計の改革													
下水道事業特別会計繰出金の削減	40-20-010	下水道総務課	◎	◎	◎	◎	◎	B	B	C:進行強化	17,388	12,881	—
国民健康保険事業特別会計繰出金の抑制	40-20-020	国保年金課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	59,324	60,497	—
国民健康保険レセプト点検の強化	40-20-030	国保年金課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	(92,255)	(120,995)	—
(3) 福祉サービス等の見直し													
重度障害者医療費助成事業の見直し	40-30-010	障害福祉課		◎				A	A	B:現状推進	△ 8,931	△ 8,604	—
在宅重度障害者等福祉タクシー等助成事業の見直し	40-30-020	障害福祉課		◎				A	A	B:現状推進	0	0	—
私立幼稚園就園奨励費の見直し	40-30-030	学校教育課		◎				C	C	B:現状推進	0	0	—
敬老事業(敬老祝金)の見直し	40-30-040	高齢介護課	◎					A	A	A:改革終了	10,132	8,517	—
(4) 外郭団体等の見直し													
秦野市文化会館事業協会	40-40-010	文化会館	◎					A	A	A:改革終了	5,000	△ 2,904	—
(社)秦野市シルバー人材センター	40-40-020	高齢介護課	◎					A	A	A:改革終了	972	1,926	—
(社)秦野市観光協会	40-40-030	商工観光課	◎					A	A	B:現状推進	300	4,845	—
(財)秦野市スポーツ振興財団	40-40-040	スポーツ振興課	◎					B	B	B:現状推進	—	—	—
(5) 歳出の削減													
職員福利厚生団体のあり方の見直し	40-50-010	人事課		◎				A	A	D:改革内容見直し	0	0	—
市債の繰上償還による公債費負担の軽減	40-50-020	財政課	◎					A	A	B:現状推進	0	0	—
補助金・交付金の削減	40-50-030	財政課	◎	◎	◎	◎	◎	A	A	B:現状推進	—	—	—
大地震発生時の通信方法の見直し	40-50-040	防災課	◎					A	A	A:改革終了	1,497	1,269	—
労働者住宅資金利子補助金の休止	40-50-050	商工観光課	◎					A	A	B:現状推進	360	360	—
消防車両の更新年限の見直し	40-50-060	警防対策課	◎					A	A	B:現状推進	(15,000)	(15,000)	—
市が加入する団体への負担金の廃止	40-50-070	財政課	◎					A	A	A:改革終了	15	15	—

改革項目	改革項目No.	改革主管課	実行予定年度 H23、H24、H25、H26、H27	進行状況 ※1		外部評価結果 (今後の進め方) ※2	H23年度効果額 ※3		公施 ※4	
				自己評価	内部評価		目標	実績 (見込み)		
5 【改める】職員の意識改革と市民サービスの向上										
(1) 職員の意識改革 (全て再掲項目)										
(2) 市民サービスの向上										
窓口サービスの充実	50-20-010	-① 市民税課	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	A	A	B:現状推進	—	—	—	
		-② 資産税課		A	A	B:現状推進	—	—	—	
		-③ 債権回収課		A	A	B:現状推進	—	—	—	
		-④ 戸籍住民課		A	A	B:現状推進	—	—	—	
		-⑤ 障害福祉課		A	A	C:進行強化	—	—	—	
		-⑥ 高齢介護課		A	A	B:現状推進	—	—	—	
		-⑦ 国保年金課		A	A	B:現状推進	—	—	—	
施設予約システムの充実	50-20-020	-① 生涯学習課	◎	C	C	D:改革内容見直し	—	—	—	
		-② スポーツ振興課		A	A	B:現状推進	—	—	—	
公立幼稚園・保育園のこども園化	50-20-030	教育総務課								
		保育課				A	A	C:進行強化	—	—
		公共施設再配置推進課								○
6 【共に進める】市民等との協働・連携の推進										
(1) 市民等との協働・連携の推進										
提案型協働事業の創設	60-10-020	市民自治振興課	◎	A	A	C:進行強化	—	—	—	

附属資料

○ 秦野市行政改革評価委員会委員名簿

平成24年3月16日現在

職名	氏名	所属等
委員長	さいとう すすむ 齊藤 進	産業能率大学 情報マネジメント学部教授
副委員長	さかの たつろう 坂野 達郎	東京工業大学大学院 社会理工学研究科准教授
委員	いしづか たくお 石塚 拓雄	元・(株)日立製作所 エンタープライズサーバ事業部長付
委員	ふじき ひであき 藤木 秀明	(株)浜銀総合研究所 地域戦略研究部研究員
委員	みうら よしまさ 三浦 義政	元・秦野青年会議所理事長

(敬称略)

○ 秦野市行政改革評価委員会開催経過

回	開催日	議事等
第1回	平成24年1月19日	1 委員の委嘱 2 正副委員長選出 3 今後の進め方について 4 進行状況の外部評価について
第2回	平成24年1月30日	1 進行状況の外部評価について
第3回	平成24年2月20日	1 進行状況の外部評価について 2 報告書について

○ 秦野市行政改革評価委員会設置要綱

(平成23年12月19日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において行政改革に関する評価を実施するに当たり、外部評価を実施するための組織として、秦野市行政改革評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政改革に関する計画の外部評価を行うこと。
- (2) 行政改革に関する評価方法について意見を述べること。
- (3) その他外部評価について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、5名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱した年度を含め2か年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じてその会議への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会の会議は、原則として公開とする

(報告)

第7条 委員会は、委員会における評価結果を市長に報告する。

(報償の支給)

第8条 委員が会議に出席するときは、予算に定める範囲内で報償を支給することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行政改革主管課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。